

むつ市役所本庁舎食堂運営事業者選定プロポーザル実施要領

令和6年3月

むつ市総務部総務課

目 次

1	目的	1
2	概要	1
3	実施形式	1
4	日程	1
5	参加資格	1
6	現地説明会	2
7	質疑応答	3
8	参加申込手続	3
9	参加資格の審査・審査結果の通知	4
10	企画提案書の作成及び提出	4
11	審査方法	5
12	審査結果	5
13	その他	6
14	問い合わせ先	7

1 目的

この要領は、むつ市役所本庁舎食堂運営事業者の選定に関し、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 概要

(1) 基本条件

別添「むつ市役所本庁舎食堂運営仕様書」のとおり

(2) 行政財産使用料

年額263,000円程度（固定資産評価額により増減あり）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 日程

(1) 公告

令和6年3月22日（金）から令和6年4月10日（水）まで

(2) 質疑受付

令和6年3月22日（金）から令和6年4月5日（金）午後5時まで

(3) 質疑回答期日

令和6年4月9日（火）午後5時まで

(4) 参加申込

令和6年3月22日（金）から令和6年4月10日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 企画提案書提出

令和6年4月15日（月）から令和6年4月30日（火）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで

※書類審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

(6) 結果通知

令和6年5月中旬（予定）

5 参加資格

《有資格者の場合》

(1) むつ市指名競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。

(2) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。

《共通》

(3) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等の必要な許可を有し、又は、むつ市役所本庁舎食堂の運営開始までに必要な営業許可等が受けられる見込みがあること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。

《有資格者ではない場合》

(7) 国税及び地方税について滞納がないこと。

6 現地説明会

次のとおり現地説明会を実施します。事前申込制としますので、希望日の2開庁日前までに市担当課へ電話で連絡してください。

なお、現地説明会への参加は必須とします。欠席した者は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 日 時 令和6年3月26日（火）から令和6年4月4日（木）までの期間のいずれかの日の午後2時から午後3時まで
（土曜日、日曜日を除く）

※原則として上記の日時とするが、やむを得ない事由により参加が困難な場合は、可能な限り調整に応じるので事前に市へ連絡すること。

(2) 場 所 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市役所本庁舎内

- (3) 申 込 先 むつ市総務部総務課人事・行革グループ
電 話 0 1 7 5 - 2 2 - 1 1 1 1 (内線 2 1 1 5)

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第2号）により、F A X又は電子メールで提出すること。
※提出後、(3)に記載の担当課へ電話連絡をすること。担当者との電話での確認をもって到着とみなす。
- (2) 提出期限 令和6年4月5日（金）午後5時まで
- (3) 提 出 先 むつ市総務部総務課人事・行革グループ
電 話 : 0 1 7 5 - 2 2 - 1 1 1 1 (内線 2 1 1 5)
F A X : 0 1 7 5 - 2 3 - 5 1 7 8
電子メール : mt-soumu@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法 令和6年4月9日（火）午後5時までに、質問者に対しF A X又は電子メールで回答を行うものとするが、その質問が仕様に対する質問など、質問者のみへの回答では公平性に影響があると判断される場合は、全者に通知するものとする。
- (5) そ の 他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

8 参加申込手続

- (1) 提出書類
- ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 会社（業務）概要書（様式第3号）
 - ウ 誓約書（様式第4号）
《有資格者ではない場合》
 - オ 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
 - カ 個人事業者にあつては、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書
 - キ 財務諸表
申込日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等

ク 納税証明書

国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。

(むつ市分については、指定様式を使用のこと。)

- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、期限必着）による。
- (3) 提出期間 令和6年3月22日（金）から令和6年4月10日（水）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (4) 提出先 〒035-8686
青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市総務部総務課人事・行革グループ

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書の内容には、必ず下記の内容を記載すること。

(ア) 運営方針及び経営理念

(イ) メニュー及び価格設定案

※健康に配慮したメニューが含まれること。

※分量の調整や、味付けの変更、減塩メニューの選択など、客の注文に応じて調整対応が可能な項目がある場合は、そのすべてを明記すること。

(ウ) 営業日及び営業時間

(エ) 衛生管理・安全管理・廃棄物処理

(オ) 食事提供のオペレーション体制

※注文から食事の提供までの流れが分かるよう記載すること。

また、庁舎内の商品配達の可否について記載すること。

- (カ) 従業員の配置と指揮命令系統
 - (キ) 対応可能な決済方法
 - (ク) アピールポイント（自由提案）
- (2) 企画提案書の作成に関する留意事項
- ア 企画提案書はA4版とし、縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること。
 - イ 図、絵、写真等の使用は可とする。
 - ウ 紙媒体で各8部提出すること。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、期限必着）による。
- (4) 提出期間 令和6年4月15日（月）から令和6年4月30日（火）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (5) 提出先 〒035-8686
青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市総務部総務課人事・行革グループ

1.1 審査方法

- (1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査を実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。
- (2) 審査項目及び配点

区分	審査項目	配点
標準評価 (100点)	1. 運営能力	10点
	2. 運営方針	10点
	3. メニュー	40点
	4. 営業・管理体制	30点
	5. 利便性	10点
加点評価 (10点)	6. 自由提案	10点

1.2 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通

知書（様式第6号）により通知する。なお、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない。
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会を実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合

(3) 参加辞退について

参加申込後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出や説明会参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1 4 問い合わせ先

むつ市総務部総務課人事・行革グループ

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

電 話 0175-22-1111(内線2115)

F A X 0175-23-5178

電子メール mt-soumu@city.mutsu.lg.jp